

ムルコト

一、遺族扶助料、障害扶助料、打切扶助料

二、療養ノ爲八日以上労働スルコト能ハザル者ニ對スル

八日以後ノ休業扶助料

三、療養ニ必要ナル費用十回ヲ超ユル者ニ對スル療養費

中十回ヲ超ユル部分

前項第一號及第二號ノ扶助料ノ額ハ事業主ガ法令ニ基キ

支給スベキ最低額トスルコト

第三、前條第一項第一號ノ打切扶助料ハ扶助ノ打切ニ付豫

メ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テ支給スルモノニ限ル

コト

第四、第二項第三號ノ療養ノ範圍ハ左ノ如キモノト

スルコト

一、診察

二、藥劑又ハ治療材料ノ支給

三、處置及手術

四、物理的治療

五、病院收容

六、看護

七、移送

前項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認スル場合ヲ除

クノ外政府ノ指定スル醫師又ハ病院ニ付キ之ヲ受ケシム

ルコト

ノニ付テハ其ノ時ニ於テ定メラレタル請負金額ニ、同項

第二號ニ依ルモノニ付テハ保險契約期間内ニ於ケル見込

貸金總額ニ保險料率ヲ乗ジタル金額トスルコト

第一項但書及第二項ノ一年分ノ概算保險料額ハ概算保險

料總額ヲ豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百

六十五ヲ乗ジタル額トスルコト

第八、政府前條ニ依リ納付シタル概算保險料ヲ不當ト認メ

タルトキ又ハ第五項第一號ニ依リ概算保險料ヲ納付

シタル場合ニ同項第二號ノ金額ヲ以テ保險料額ト爲シタ

ルニ依リ必要アリト認メタルトキハ期日ヲ定メ必要ト認

ムル金額ノ追納ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第九、第五及第七ノ貸金總額ハ労働者災害扶助法施行命令

案要綱第十二及第十三ニ依リ定ムル標準貸金額ニ労働者

使用延人員ノ數ヲ乗ジタル額トナスコト

第十、労働者災害扶助法第一條第二號ハ、ノ工事ノ

保險料率ハ別表ノ通りトスルコト

第十一、保險料額ハ保險期間終了後之ヲ精算スルコト

保險料額ノ精算ニ依リ既ニ拂込ミタル概算保險料不足ナ

ルトキハ期日ヲ定メ追加拂込ヲ命ジ、過剩アルトキハ返

還スルコト

第十二、保險料ニ付未納額アル場合ニ於テ保險金額ガ既ニ

納付シタル保險料ヲ超ユルトキハ以後保險金ヲ以テ未納

一四

ルモノニ限ルコト

第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル

シタルモノニ限ルコト

第五、労働者災害扶助法第一條第二號ハ、ノ工事ノ

保險料額ハ左ノ金額トスルコト

一、請負金額ノ定アル工事ノ工作物ノ破壊工事ノ除キ

付テハ請負金額ニ保險料率ヲ乗ジテ得タル金額

二、前號以外ノ工事ニ付テハ労働者ノ賃金總額ニ保險料

率ヲ乗ジテ得タル金額

政府ハ請負金額ノ定アルモノニ付テハ前項第一號ノ方法

ニ依リテ適當ナラズト認ムルトキハ第二號ノ方法ニ依リ

コトヲ得ルコト

第六、保險契約期間ハ労働者災害扶助法第一條第二項第三

號ハ、ノ工事ニ在リテハ其ノ開始ヨリ終了迄トスルコト

第七、保險契約ヲ申込メントスル者ハ其ノ申込下其ノ概算

保險料ヲ政府ニ納付スルコトヲ要スルコト、但シ労働者

災害扶助法第一條第一項第二號ハ、ノ工事期間一年ヲ超

スルモノニ付テハ一年分ノ概算保險料ヲ納付スルコト以

テ得ルコト

前項但書ノ場合ニ於テハ一年分ノ一年ニ滿ラザ

ルトキハ其ノ部分ノ概算保險料ヲ前納スベキコト

前二項ノ概算保險料ノ額ハ第五、第一項第一號ニ依リテ

ルコト

保險料ノ納付ニ充當スルコト

第十三、労働者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ

依リ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得ル場合

左ノ場合トスルコト

一、保險金受取人ノ行方不明其ノ他ノ事由ニ依リ扶助ノ

受クルコトヲ困難トスルトキ

二、扶助ヲ受クベキ者遠隔ノ地ニアル爲其ノ他ノ事由ニ

依リ保險金受取人が扶助ヲ爲スコト困難トスルトキ

第十四、労働者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ於テハ

保險料ノ半額ノ限度ニ於テ保險金ヲ支拂フコト

第十五、労働者災害扶助責任保險法第六條ノ場合ニ於テハ

保險契約期間ヲ以テ遅滞期間ヲ除シタルモノノ保險料ニ

乗ジテ得タル金額ノ八割ヲ限度トシテ遅滞期間中ニ生ジ

タル事故ニ對スル保險金ヲ支拂フコト

第十六、労働者災害扶助責任保險法第七條ノ場合ニ於テハ

過失ノ情狀ニ應ジ保險金ノ半額ノ限度ニ於テ支拂フコト

ヲ得ルコト

第十七、政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス資力ナキ場合ニ於テハ

前二條ニ定ムル限度ヲ超エテ保險金ヲ支拂フコトヲ得ル

コト

労働者災害扶助法第一條第二號

ハ、ノ工事ノ保險料率

一五